

多摩市告示第 4 6 4 号

令和 4 年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 3 年 1 0 月 1 2 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額

〔単位：円（1 時間当たり）〕

職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	2,780	高級船員	3,432
普通作業員	2,430	普通船員	2,712
軽作業員	1,755	潜水土	4,658
造園工	2,430	潜水連絡員	3,285
法面工	3,050	潜水送気員	3,207
とび工	3,140	山林砂防工	3,027
石工	3,072	軌道工	5,255
ブロック工	2,847	型わく工	2,960
電工	2,892	大工	2,880
鉄筋工	3,105	左官	3,117
鉄骨工	2,892	配管工	2,645
塗装工	3,285	はつり工	2,825
溶接工	3,522	防水工	3,365
運転手（特殊）	2,768	板金工	3,218
運転手（一般）	2,285	タイル工	****
潜かん工	3,420	サッシ工	2,892
潜かん世話役	4,028	内装工	3,150
さく岩工	3,477	ガラス工	2,892
トンネル特殊工	3,308	建具工	****
トンネル作業員	2,790	ダクト工	2,577
トンネル世話役	3,780	保温工	2,555
橋りょう特殊工	3,420	建築ブロック工	****
橋りょう塗装工	3,510	設備機械工	2,588
橋りょう世話役	4,005	交通誘導警備員 A	1,755
土木一般世話役	2,870	交通誘導警備員 B	1,565

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする 8 0 % 以上

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

〔単位：円（1時間当たり）〕

適用範囲	業務内容	下限額
多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等 ※ 工事における熟練労働者以外の者	別紙1の職種に係る業務	1, 103
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 ※委託・指定管理協定等の業務に従事する者	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1, 075
	街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)	1, 082
	下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く） （下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務）	1, 328
	可燃物等の収集運搬業務	1, 083
	学校給食センター調理等業務委託	1, 090
	学校給食配送業務委託	1, 090
	学校給食配膳業務委託	1, 075
	上記以外の業務・指定管理協定	1, 075